

【例外的取扱いの内容】

次の対象者は、令和元年6月から令和3年6月30日までの期間、1歳以上になっても通常の予診票にて接種を行えることとします。

なお、この任意接種に該当する場合には、予診票の右上に「B肝特例」と記載ください。

	内 容
予防接種名	B型肝炎
対象者	平成30年4月2日～令和元年6月30日までに生まれた方
特例実施期間	令和元年6月から令和3年6月30日まで

※区役所での実施依頼書の発行及び予診票への「例外的取扱い」の押印は不要です。